平成２８年（フ）第１４３号
新潟市中央区山二ツ１丁目16番25号
債務者　荒木　英一
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４４号
新潟市中央区山二ツ１丁目16番25号
債務者　荒木　春子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５４号
新潟市秋葉区蒲ヶ沢491番地
債務者　高橋　昭子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１７号
金沢市玉鉾２丁目422番地　ＲＨアスペア608号、従前の住所石川県白山市倉光10丁目127番地
債務者　小嶋　典子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４０号
石川県野々市市太平寺２丁目45番地
債務者　白藤　厚子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
福井県敦賀市野神25号14番地の５　綱澤アパート10号室
債務者　下野　玲子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第３６号
長野県茅野市宮川11375番地17
債務者　原田　　智
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６５３号
名古屋市緑区桃山３丁目1301番地　県営緑黒石住宅２棟404号
債務者　本田　輝子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２号
三重県伊賀市荒木1532番地　荒木団地Ｔ９－２号室
債務者　松田　泰彰
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２４８号
兵庫県西宮市高畑町２番１―911号
債務者　中山　千秋
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６６号
兵庫県尼崎市食満５丁目19番１―102号
債務者　ひまわり商店こと　宮地　玲子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７号
鳥取県八頭郡若桜町大字**巻**米148番地の２
債務者　山下　久之
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５８号
鳥取県鳥取市布勢376番地１　メゾン布勢Ｂ－３号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町新興寺520番地
債務者　小林　圭子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市雲山158番地45、旧住所鳥取県鳥取市雲山163番地27
債務者　嶌津真紀子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０号
鳥取県倉吉市上米積463番地２　県営高城第一団地25（旧住所鳥取県倉吉市下米積1196番地３）
債務者　坂本　　寿
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第５８号
鳥取県米子市夜見町2767番地、前住所沖縄県糸満市字兼城480番地
債務者　森田　梨加（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部